

日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業仕様書

1 業務名

日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業

2 目的

本業務は、環境省の平成 31 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）（以下「補助事業」という。）の採択を受け、日常の「ごみ出し」を通じて市民が集まる拠点づくりを行い、資源ごみを回収しつつ、買物支援、健康づくり、介護予防など様々なコミュニティ事業を実施する「資源循環・コミュニティステーション（以下「ステーション」という。）」を実証するモデル事業を行うものである。また、実証するステーションは、スタッフが常駐するステーション（以下「拠点ステーション」という。）及び地域のコミュニティ活動にあわせて取り組むステーション（以下「地区ステーション」という。）とする。

生駒市の現況は、市内一円で自治会が組織され、市民の自治会加入率は約 80% となっており、多くの市民が互いに支えあい、住み良いまちづくりを目指す土壤ができています。また、最近、介護予防や認知症対策の一環として、いきいき百歳体操（約 80 団体）やサロン活動（約 50 ヶ所）など、高齢者自身が地域コミュニティにおいて拠点を設け、互いに支え合い、見守り合う活動も活発化してきました。

本業務は、これらの高い市民力を背景に、① 廃棄物の資源化及び二酸化炭素排出量削減の促進並びに地域課題の解決及び地域コミュニティの向上、② ステーションで得られる知見等を活用した既存の地域コミュニティ拠点の機能強化、③ 拠点ステーションと地区ステーション間、地区ステーション相互又は各ステーションと他の公共施設等との連携促進を通じた取組成果の共有による相乗効果により、さらなるまちづくり機能や地域コミュニティの強化を図ることを目的とし、その実現可能性や事業性の調査等を行うものである。

3 履行期間

契約の日から令和 2 年 2 月 28 日

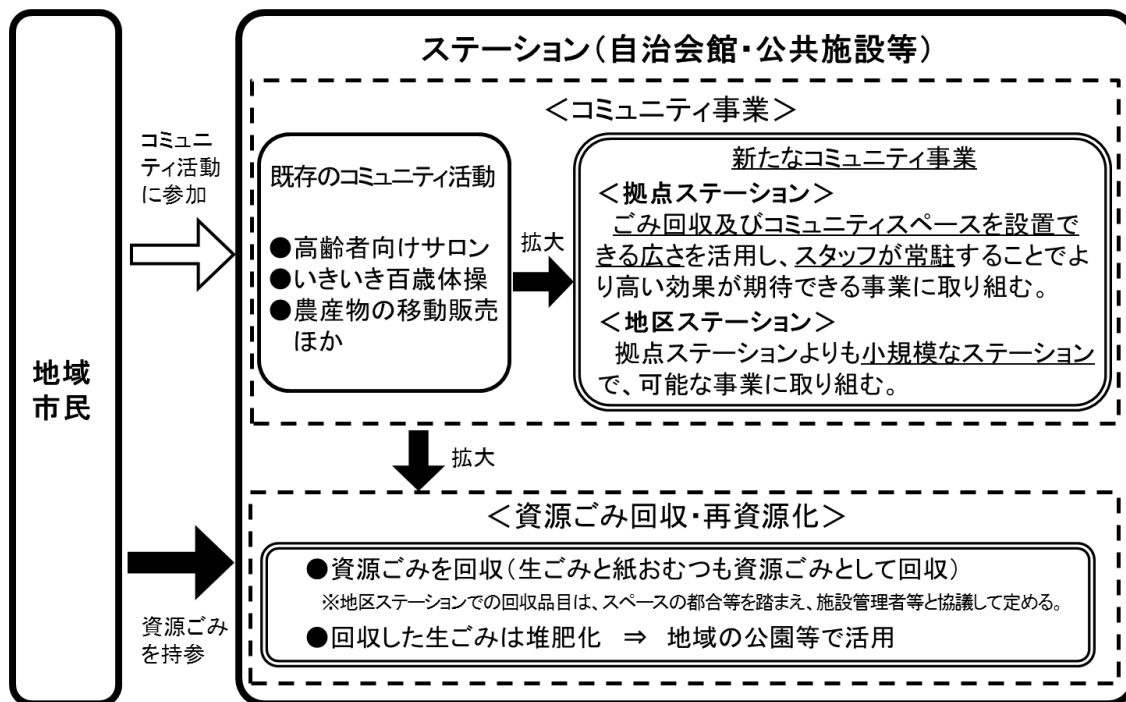
4 業務内容

補助事業としての要件等を把握した上で、以下の業務を実施すること。

(1) ステーションの実証試験

拠点ステーション及び地区ステーションにおいて実証を行う。

<ステーションのイメージ>



① 実施場所

ア 拠点ステーション (1ヶ所)

拠点ステーションの設置場所は、生駒市と受託者との協議により決定する。

※ 設置場所のイメージは、概ね以下を標準とする。

- ・ ごみ回収・ストックスペース：テント (6 m × 3 m) × 2 張り
- ・ コミュニティスペース

(屋外)：分別の指導及び交流等スペース (10 名以上が同時に利用できる程度)

(屋内)：休憩・談話スペース (会議室等 1 ヶ所以上)

※ 4 (1) ③ウに掲げるコミュニティ事業の実施を想定

イ 地区ステーション (1地区)

地区ステーションの設置場所は、生駒市と受託者との協議により決定する。

※ 設置場所のイメージは、テントを設置することなく、既存施設のスペース (軒下、広場等) の利用によることを標準とする。

② 実施期間

実施期間は、約 2 ヶ月間とする。

ア 拠点ステーション

- ・ 実施曜日、時間帯等については、ステーション設置場所の管理者等と調整して行うこと (原則として、週 6 日間行い、時間帯は 9:00~17:00 とする)。
- ・ 実施期間中は、常時 1 名以上がステーションでの業務にあたること。

イ 地区ステーション

- ・ 既存のコミュニティ拠点の取組状況に応じて、地域住民が集まる機会にあわせて実施すること（1週間に1～2日間程度）。

③ 実施業務

ステーションでは、以下の業務を実施する。また、業務の実施にあたっては、周辺自治会、施設等への事前説明及び協力依頼を行うとともに、ごみの収集運搬事業者及び設置場所の管理者等と十分に調整を行うこと。

ア ごみ受付及び分別・計量

受け付けるごみの種類は、(別紙)「ステーションの収集品目」のとおりとし、ステーションでごみの受付を行うとともに、分別に関する指導及び支援を行う。また、ごみの分別・計量(日毎)を行うこと。

※ 回収に伴い必要な用品については、受託者の負担により用意すること。

※ 地区ステーションでの回収品目については、設置場所の管理者との協議により決定すること。

イ フードドライブ

ステーションの実施期間中、食品の受付を行うこと。

ウ コミュニティ事業

A 受託者が提案する事業

受託者の提案に基づくコミュニティ事業を実施すること。

B 生駒市の既存事業

受託者の提案に基づき、生駒市の既存事業を実施する場合には、生駒市との連携・調整により、主体的に実施すること。

エ 地域のニーズ等への対応

ステーションの場所が確定した後、地域のニーズに対しては、受託者、地域及び生駒市との協議により、可能な限り対応すること。

④ 安全対策等

資源ごみの分別スペース及びストックヤードとしてガレージテントを設置する等により臭気対策及び風雨対策を十分に行うこと。また、火災対策等も考慮に入れ、安全に配慮すること。

⑤ 経費負担

ステーションの開設、ごみの回収・運搬及びコミュニティ事業の実施に要する経費等、業務の実施にあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。

(2) 効果測定

以下の項目について、効果測定を行う。

① 資源ごみの回収量

- ② 生ごみの資源化可能適合率（品質調査）
 - ③ 温室効果ガス排出量の削減
 - ④ 事業への参加者数
 - ⑤ ステーションに対する市民の意向調査（実施地区の住民及び参加者を対象に、モデル事業の実施前後でのアンケート調査を行う）
- (3) 実現・継続可能性調査
- ① 事業性調査
 - (1) 及び(2)を踏まえ、生ごみの堆肥化設備等の資源化促進に向けた設備投資の可能性を検証するとともに、明らかとなる運営コスト（人件費、光熱水費、設備の維持管理費等）に基づき、事業実現及び継続のための経済性を調査すること。
 - また、モデル事業を行うステーションにおいては、モデル事業終了後も、事業への補助金交付が無いことを前提に、地域住民が主体となって、ステーションで取組んだ事業を地域で運営していくための手法を検討すること。
 - ② 実行可能性調査
 - 次年度以降の展開を想定した候補地選定、法規制調査、資源化想定先における資源受入可否調査を行うこと。
 - また、候補地の特性に応じて、効果的な取組内容を検討すること。
 - ③ 既存の地域コミュニティ拠点の機能向上及び拠点間連携
 - 実証試験を踏まえ、いきいき百歳体操、高齢者向けサロン等が実施されている既存の地域コミュニティの機能向上につながる取組・手法を検討すること。
 - また、さらなるまちづくり機能の向上や地域コミュニティの強化につながる、拠点ステーションと地区ステーション間、地区ステーション相互又は各ステーションと公共施設等との連携を検討すること。
- (4) ステークホルダーの提案・合意形成
- ステーションを運営するための、各種団体、事業者等の適切なステークホルダーを提案し、合意形成を推進すること。
- (5) 事業実施報告書等の作成
- 本事業は、補助事業であるため、事業の背景、地域の目指す姿、事業の実施内容等の求められる内容を記載した事業実施報告書を作成すること。また、事業実施報告書の作成にあたって求められる資料があれば、適宜作成すること。
- (6) 成果品
- 成果品については、紙媒体に加え、電子データを提出すること。
 - なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品について、問い合わせ、その他の対応を求めることがある。

- ① 補助事業の事業実施報告書及び関連資料
- ② その他の資料
その他、必要となる資料を作成・提出すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき生駒市地域活力創生部環境モデル都市推進課と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、生駒市及び受託者協議の上、取り決めるものとする。
- (7) 本事業の対象経費については、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及びその他必要な経費として一般社団法人地域循環共生社会連携協会が承認した経費とする。
なお、詳細については、(8)に記載した資料を参照し、特に消耗品費については5万円以上の物品の計上が不可となっていることに注意すること。また、経費に関する詳細資料を求めることがあるとともに、事後精算することもあるので留意すること。
- (8) 補助事業の要件等については、「平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業）公募要領」、「平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業）補助事業の手引き」等を参照すること。

(ステーションの収集品目)

燃えるごみ	生ごみ
	紙おむつ
	新聞紙
	雑誌
	段ボール
	牛乳パック
	シュレッダー
	ミックスペーパー
	古着・古布
	くつ
	かばん
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
びん・缶	びん・缶
ペットボトル	ペットボトル
われもの	陶磁器製品
	ガラス製品
有害ごみ	電池・体温計
	鏡
	蛍光管・電球
大型ごみ・燃えないごみ (市指定袋に入るものに限る)	電化製品
	金属類
	その他(石製品等)
	燃えるもの(30cm超)